

令和3年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

■お問い合わせ
住民課 戸籍保険グループ

令和2年度から医療機関や薬局で順次必要な機器を導入し、令和3年3月の利用開始予定時には、全国の医療機関や薬局の6割程度、令和5年3月末には、概ね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。

○利用には事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。
事前登録については、お持ちのスマートフォンやパソコン（カードリーダーが必要です。）から、マイナポータルで行うことができます。
※ご自身で設定が難しいという方は、役場住民課戸籍保険グループにご相談ください。

○マイナンバー（12桁の数字）は使いません

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。
医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはなく、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

○マイナンバーカードを健康保険証として利用する5つのメリット

1.健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越しをした場合でも、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで受診することができます。
※加入・喪失等に係る届出については、今までどおり必要です。

3.窓口への書類の持参が不要に

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証など、医療機関窓口に出す書類の持参が不要になり、限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※重度、乳幼児、ひとり親等の医療助成については、今までどおり医療機関等へ受給者証の持参が必要です。

5.マイナンバーカードで医療費控除も便利に

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります（令和3年秋頃予定）。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

2.医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができるため、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が進み、お待ちいただく時間の短縮が期待できます。

4.健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります（令和3年秋頃予定）。患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前にマイナンバーカードを取得しておく必要があり、カード内部にあるICチップの中の「電子証明書」を使うため、カード申請時に電子証明書の交付申請も併せてお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの申請からお手元に届くまでには約1か月かかります。

マイナンバーカードの申請方法はこちら！

スマートフォンから！

①スマホで顔写真を撮影

②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る

③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

④申請用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！



交付申請書（例）

パソコンから！

①カメラで顔写真を撮影

②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録

③申請用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了！

郵便で！

①交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了！

高齢者の方などは、役場窓口で申請をサポートしています！

次のものをお持ちになって役場窓口で「マイナンバーカードの申請手続き」についてお申し付けください！

- ①印鑑
- ②本人確認書類（運転免許証や保険証等）
- ③マイナンバーカード交付申請書



※マイナンバーカードの受け取りについて

申請から約1か月後、役場から「交付通知書」が届きます！事前に役場へ電話の上、交付通知書に記載の必要書類を持参して、マイナンバーカードを受け取ってください。

1月23日(土)は休日のため施設へのごみの受入はできません。※日・祝日も休日です

お問い合わせ：南部檜山清掃センター ☎0139-53-6301

2021年1月号